

募集

中小規模事業所向け 省エネ型換気・空調設備 導入支援事業

高効率な換気設備と空調設備を
導入する際に要する経費の一部を助成します！

対象となる設備

要件に該当する事業所において、本助成金の交付対象となる設備

換気設備【必須】(更新・増設・新設を対象)

- ① 高効率換気設備
- ② 熱交換型換気設備
※助成対象となる施設については、
募集要項等をご確認ください。
- ③ 換気・空調一体型設備

高効率空調設備(更新のみを対象)

- ① 電気式パッケージ形空調機
- ② ガスヒートポンプ式空調機
- ③ 中央熱源式空調機
- ④ ルームエアコン

※対象となる設備には各種要件があります。詳細は募集要項等をご確認ください。

助成率・限度額

助成率：助成対象経費の **2/3**

助成限度額：1,000万円

助成例

事業者様が換気設備と空調設備を導入した場合



助成対象事業者

都内で中小規模事業所を所有又は使用している中小企業者等(裏面参照)

中小規模事業所とは？

燃料・熱・電気の使用量を原油に換算した合計の量(原油換算エネルギー使用量)が年間1,500kL未満の事業所等
【判断の目安】延床面積:3万㎡程度未満、年間光熱費:1億円程度未満

※事業の詳細は、助成金交付要綱、募集要項等をご確認ください。

事業概要

助成対象事業者

- ・中小企業者
- ・学校法人
- ・公益社団(財団)法人
- ・個人事業主
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団(財団)法人

助成対象経費

対象設備の導入に要する経費
(設計費、設備費、工事費、処分費)

助成要件

- ・都内で所有又は使用する中小規模事業所において、換気設備を導入すること。
- ・1人当たり毎時30m³以上の換気量を確保すること。
- ・地球温暖化対策報告書を提出すること。
(工事完了時※及び工事完了の翌年度から3年間)
※新設等の理由で工事完了時に提出できない場合、公社が認める書類の提出が必要

注) 空調設備を助成対象とする際の注意点

- ・換気設備と同時に更新すること(更新のみ対象)。
- ・換気設備の換気範囲にある設備の更新であること。
- ・更新により、省エネ化が見込まれること。

募集期間

令和3年度～令和4年度(交付は令和5年度まで)

事業規模

令和3年度 当初予算額 49.6億円
令和3年度 補正予算額 14.9億円

助成金申請の流れ

●は事業者が実施します。●は公社が実施します。



※令和4年3月1日から同年4月18日までに契約・発注した経費で、本事業の要件を全て満たすものについては、遡って助成対象とすることができます。

事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/vent>

※オンライン申請も可能ですので、ぜひご活用ください

クールネット 換気設備



公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

〒163-0810 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階 TEL: 03 (5990) 5089

ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/> メールアドレス: cnt-jigyoshien@tokyokankyo.jp